

平成31年 3月 4日 総務文教委員会 議事録  
10時 00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也、末広 和基、大井 渉、山崎 年一、寺岡 公章

山本 孝三

○欠席委員 なし

○網谷委員長 それでは皆さん、おはようございます。定刻になりましたので会議を始めます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

市長さん、御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。日程第1、議案第23号、大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

消防長。

○橋村消防長 補足説明等はありませんので、よろしく御審議お願いいたします。

○網谷委員長 ということで委員の皆さん、質疑のほうをよろしくお願いいたします。

山崎委員。

○山崎委員 おはようございます。今回の条例改正、施行が平成32年4月1日ということで、1年後ということになっております。この間にいろいろ作業といいましょうか、執行するまでのスケジュール、消防署としてのスケジュールがあるんだろうと思うんですが、その関係で1年後という施行になったんだろうと思うんですが、そのスケジュールをどう考えてらっしゃるのか伺います。これが1点。

それからもう1点は、防火対象物としては平成29年3月末時点で2,253件があるわけですね。それで実際に査察なさってるのが928件ということで、半分も満たしていないという状況の中で、どうこれから査察しながら指導していかれるのかということが、この1年間の猶予をおかれた状況じゃないかと思うんですが、その辺のところをもう少し、どう査察されて、2,253件を何千ぐらいまで進めていかにやいけんのかということについて伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○網谷委員長 予防係長。

○春田消防課予防係長 今回の発言についてお答えいたします。予防係長の春田と申します。

まず1点目、1年の猶予のスケジュールということなのですが、まずは1年の猶予ということで、公表制度、こちらのほうを条例に定めることにおいて建物に対する火災予防の趣旨を明確にするとともに、本制度の説明を十分行って理解を求めるのに必要な期間であると、まずは考えております。

それにつきまして、まずその公表制度が始まるということで、市のホームページ、それと市の広報紙、そういったものをまず利用して、市民の方に周知するというのを考えております。

まずは本議案が議決されまして、それに伴いまして大竹市火災予防条例規則を定めます。こちらについて詳しく、どういったものを公表制度の対象とするか、そういったものをまず吟味いたしまして、そちらで検討し実際に公表していく。それは当然、市民の方もなかなか公表制度というものは存じておりません。ですから事細かく相談、消防のほうでも相談ごとをこちらのほうに通じて連絡していただきたいと考えております。

まず先ほどの2,253件ですが、まずこの公表制度に対しての対象物、こちらのほうも規則で定めてまいります。それで立入検査、こちらのほうも行ってまいります。定期的な立入検査を行っているというところなのですが、これも毎年行うもの、3年に1回、5年に1回と、重要なものは1年、そういったいろいろこちらのほうで取り決めがあります。それに基づいて大体年間約200軒で定期的に回っているというところでございます。

ですからかなりの数はあるんですが、定期的に行うことで、その間に確かに、例えば所有者がどういったものがあるかというか、要するに増築とかもしくはテナントが用途変更、そういったことに伴いまして違反對象、要するに消防設備、こちらのほうがかかってきます。

そういったことも立入検査を行って相手に説明しつつ、必要な消防設備、こちらのほうの説明を行って、必要であれば設置していただく。このように指導を行っていく。これをより一層考えて市民の方に周知し、理解を求めようと考えております。

以上でございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。それで通知される側としては、今回公表されるということでありますので、非常に神経を使うのであろうと思うのですが、特に最近、集合店舗や飲食店舗が非常に入れかわり立ちかわりが激しくなって、なかなか使いにくい部分もあるんだろうと思います。そういった意味においては、景気が悪くなるごとに、そういうしわ寄せがずっとそういうところに寄ってきますので、これから消防担当課としても非常に神経を使ってやっていかないといかんと思うのですが、ぜひそういったところをしっかりと進めていただいて、査察を受ける側としては非常に緊張するものでありまして、私は以前にそういう事業に携わっていた関係がありますので、非常に気を使います。そういった意味においては理解いただきながら、しっかりと対応していただきたいと思っております。

それで、もう一点は、ことし1月23日、新町のマンションで火災がありました。これは

1人死者があったとかいうようなことで新聞報道がありましたんですが、詳しい報告をまだ議会でいただけていませんので、この辺のところの報告ができるようなことがあれば、御報告いただきたいのが1点と、もう一点は兼ねてより議会でも、はしご車についての取り組みについてどうかという質疑がたびたびありました。つきましては、今回はマンション火災ということで、たしか6階だったんだと思うんですが、その辺の消防設備との兼ね合いについて、実態はどうであったのかということも含めてお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○網谷委員長 予防係長。

○春田消防課予防係長 今回の質問等にお答えいたします。

まずマンション火災の件なんですが、こちらのほうは現在まだ、その原因の特定はできておりません。調査中とさせていただきます。

こちらのほうのマンションは耐火構造でもあり、スプリンクラーはもとより、そのような自動火災報知機とか、そういった必要な設備のほうは整っております。実際に自動火災報知機、こちらのほうも煙を感知して鳴動しております。そういうところで、特に消防設備について不備がある、そういったものは全くございません。

それでそちらの火災が起こった原因というのは、先ほどもお答えいたしましたように、原因のほうはまだ、現状は特定できていないということでございます。

こちらのマンション火災については以上でございます。

○網谷委員長 消防設備が云々という質問があったと思いますが。

消防長。

○橋村消防長 消防設備については、山崎委員のおっしゃるはしご車は以前から予算特別委員会で御指摘があり、また総務文教委員会等でお話を聞いているものでございます。

来年度におきましては予算書にも上げておりますけれども、大竹市としては、私どものほうとしては化学車を更新していきたいというように思いまして、予算を組んでいます。

それで、はしご車にあっては極めて消防にとって大切な資機材であることは間違いのない。ただ大竹には高層マンションはたくさんあります。ただし雑居ビルというのはあんまりないんです。それでマンションは先ほど予防係長が申し上げましたように、極めて頑丈な、強固な防火設備で整っています。ですから化学車、はしご車がなくても十分消防本部で対応できる。例えば消火栓であったり、例えば今言いましたような火災警報器であったり、ドア一枚とっても非常に丈夫な構造になり、2方向に避難できるように全てが成っています。そういうことを考えれば、我々大竹市消防本部にとって今最も必要な資機材というのは何かということをお考えするといっぱいあるんです。

それではしご車の順位というのはどうしても低くなる。その辺も岩国地区消防組合であり、廿日市市消防本部、または広島市消防局のはしご車の利用状況等を考えて、考察したときに大竹市のほうに、まだはしご車を優先的に入れる状況ではない。ただ、まちの構造が変わりまして、形が変わっていくとその時期に、はしご車というのは重要な消防資機材として優先順位が上がってくると認識しています。

以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

マンション火災については設備が十分で不備がなかったということではありますが、現実には1名死亡なさってらっしゃるわけで、それが設備として不備が本当になかったのかどうかということは、私は甚だ疑問だと思うわけです。それでそういった意味においては民間のそういう施設に全面的に認許するという部分も大切かとは思いますが、やっぱり公の施設の設備としての、消防としても、もう少し対応について考える必要があるんじゃないかという気がします。

それで実際に死者が出たわけでありますので、ぜひ今後の対応についてしっかりと言及して、原因を特定されてないということでありますので、原因究明についてもしっかりと対応をお願いしたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

○網谷委員長 次に、ほかの質疑の方。

山本委員。

○山本委員 この防火に関する条例改正なんですけど、大竹市内の都市計画区域内で大型消防車はどこへでも今は行けることになっておりますか。

道路の幅員によったら入れないというようなところがあると思うんですが、その辺の判断は消防のほうでちゃんと話をしておられるんですか。そのことが1つと、それから消火に当たって、例えば立戸なんかは消火栓の水圧が低いということで、火災が起きても消火にきちんとした対応ができなかったという例もあるんですが、今はその辺の問題についての解決はできてるんですか。

それから単純な質問なんですけど、防火の対象物といったら一般論として全ての建物とか公共施設とかが入ると思うんですが、特にこの対象物の中に加えるべきものがあるんですか。それから施設です。防火施設、これは何を指しているんですか。

私の単純な理解では消火栓、ため池というようなことになるのかと思うんですが、この施設とは何と何を指して規定するのか。そここのところも説明してもらいたいです。

○網谷委員長 予防係長。

○春田消防課予防係長 ちょっと順番が最後になるんですけど、まず防火対象物、こちらのほうから質問にお答えいたします。

まず防火対象物というのは、基本的には不特定多数の方が利用される施設のことを消防では指しております。具体的にその施設面をお答えするとあれば、例えばゆめタウンであるとか、一般的にこちらのすぐ近くには広島西医療センターとか、そういったものが特に対象となります。

それで防火施設に対応する消防設備なんですけど、主なものでいえば消火器もそうですし、自動火災報知設備もそうです。あと避難はしご、ほかにいえばスプリンクラーであったり屋内の建物の中に設置された、市役所内にもあります屋内の消火栓、こういったものが該当いたします。

以上でございます。

○網谷委員長 消防長。

○橋村消防長 それでは私のほうからは3点目の山本議員の御質問、まず大型消防車が今いろいろな大竹市の密集地等、また都市計画道路等に入れるのかということなんですが、先般4月に企業と協定を結びました。その中で大型化学消防車を大火災時等については大竹市内のほうへ出してほしいということの協定を結ばせていただきました。

それと先ほども申し上げたんですが、このたびの平成32年度予算で大型化学消防車を購入予定ですので、この大型化学消防車がもし大規模火災のときに、企業と車と一緒に連携してやるためにまちなかに入って来た場合どうなるかということのを推定して、大竹市の、今度からこっちの松ヶ原、栗谷は入ってないんですが、今度からこっちの沿岸部の道をどの程度これが入れるかということをやって、50メートル水が飛ぶんです。これを円を描いていくと約95%の範囲は大型化学消防車、または企業から出てくる大型高所放水車等でクリアできる。たとえ延焼火災が起きてもクリアできるとシミュレーションしています。実際に地図に色をつけてやってみましたので、ここはそういうような形になると思います。

それと水道の水圧が低いということがございました。これは水道管もさまざまなやつがあって、これがどの程度まで消火栓から水がとれるのかということのも署のほうでシミュレーションしたりしています。山本議員が時々おっしゃる立戸については水道管が低いし山の上なので、極めて水圧が低い。これについては実際に下の消火栓であったり防火水槽であったり、ここからどの程度時間をかけて火元までホースを引っ張っていけるかということも、実際もう何回も訓練しています。去年でも数回訓練しておりますので、そういう水圧が低いところについてもカバーできるんじゃないかと私は思っています。

それと、追加になるんですが、マンション火災で先ほど山崎議員が心配される中で、実際にマンションも14階建ての、ゆめマートのところのマンションで訓練するときに、実際に消防の車両を出して、どの程度で上がっていけるか、連結づけはどうするか、住民の皆さんとも煙の回りが早いので、とにかく住民の交流といいますか、お互いの交流をしっかりとやって、すぐまず助けに行くことが大事なんだ、最初に活動することが大事なんだ、避難が一番なんだということのをらせていただいております。こういうことを踏まえて、そういうことは万全を尽くしているつもりでございます。

3月3日の消防団の訓練の際に、水をどうやって引っ張ってくるかということのを特防協の企業の車両も出ていただいて、消防団と我々の車両と一緒に大量放水の訓練をしたところでもありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それで阿多田の場合はポンプ車が行くといっても間に合わないから。地元でどういふ対応ができるのか。それで阿多田は一旦どこかで火の手が上がると、密集してるから意外と、手おくれになると大変な被害が拡大されるという心配があるんですが、阿多田はどういふ防火装置なり消火体制がとられるのですか。

それで大竹市は消防艇がないよね。持ってないよね。だからその点で私の心配と思ひますが、そこのところをひとつお願ひします。状況なり対応策なりを出してもらいたいんですが。

○網谷委員長 どうぞ。

○正木消防団係長 消防課消防団係長の正木でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

阿多田地区におきましては消防団員総数が41名配備してございます。車両にあっては消防車両5台と他の地域に比べて厚めに配備はしてございます。それから実際の部隊の投入でございますけれども、廿日市市消防本部に災害が発生しましたら要請を行いまして、廿日市市消防本部のフェリー、こちらの手配をいたしまして、車両・人員等を直接投入する。あるいは広島市消防局、広島県の防災ヘリコプター等に依頼しまして隊員の迅速な投入、そういう準備をしております。

以上でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それで阿多田も大竹市から要請するんですね。要請しよるんですが、これは水圧は問題ないんですか。それで水圧が問題ないとして手押しですね、消防器具は。こちらの本土のように消防車に水をくんでボタン1つ押せば、その水圧でホースが20メートルじゃろうが30メートルじゃろうが、一定の範囲は消火能力を発揮できるということになるんですが、阿多田も道が狭いし、そういうようなことを想定して、私はそのところどうなるんじやろうかと思うことがあるんです。

時々私は阿多田に行ってあちこち歩いてみて、その沿岸部だけしか手押しポンプ、利用できんということじゃ困るかと思うんですが。具体的にそういう火災を想定して、阿多田の狭い道のほう、状況の中で消火活動がどこまでどういうふうに必要なのかというようなことを机上的にも検討されて、大丈夫かということが聞きたいんですが。これが質問の最後ですから。

○網谷委員長 消防長。

○橋村消防長 先ほど消防団係長、正木が答えましたように、阿多田には大竹市消防団330人の中で、極めて多くの人員を阿多田には島民の皆さんの協力で配置できていると思っています。

それで手押しポンプじゃのうて、実際この辺にもある可搬ポンプを置いてますので、町なかにあるポンプと全く一緒です。それとまことに中古で申しわけなかったんですが、うちのほうもまだ使えるポンプ車をふだんの消防、こっちの消防団も持ってないんですが、阿多田についてはポンプ車を1台持ってます。

それと消火栓でいえば、これは4軒も5軒も6軒も、ちょっと失礼な話ですが、もし火がついて風が強い場合には、消火栓だけではなかなか対応できんところがありますけれども、去年も一応消火栓は1個、猪子島のほうになかったんですが、こちらのほうも1個設置させていただいて、それでポンプの力、防火水槽も新しく阿多田には設置しています。

防火水槽、それと消火栓、最悪の場合は海の水ということになりますけれども、実際に、それともう一点、これが狭いところに行けるかというのですが、去年9月の秋季の消防団の訓練で、阿多田消防団は200メートルぐらいホースを伸ばして中継して、海の家あたたに行く中腹にほこらがあります。そこに放水するような訓練もしておりますので、対応は

きちっとできる消防力は持っていると思ってます。

ただ火勢があんまりにも強過ぎて、もう全てに火がつくようなことがあると、それはもう町なかどこでも難しい部分がありますので、今のところでは訓練、または実際に使ってみて、防火水槽も使ってみて、消火栓も使ってみて、ポンプも十分動くということで、特別に阿多田が弱いんだということは認識していません。その辺は消防力精いっぱい、廿日市市、また広島市も協力していただきながら対応していきたいと思ってます。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 少しだけお聞きします。

消防という言葉なんですが、消すほうと防ぐほうとでいえば、今回の議案は防ぐ側の話だと思うんですが、先輩議員からの消すほうのお話でもあったので、防ぐほうのお話をちょっとお聞きしたいんですが、全国で4万件の年間火災のうち、放火ないしは放火の疑いが、4万件のうち6,000件ぐらいで、たばこでは3,700件ぐらいです。

それでお聞きしたいのは、防ぐ側で考えたときに空き店舗・空き家、昨今この冬にも放火の疑いということでのテレビニュースを随分拝見しましたが、防ぐ側で考えたら今このまちも空き店舗・空き家がふえています。それで先ほどのこの事例でいうと、承継者がいて使用実態にある中で、防火体制に対して法的規制を強めていきますということであるのですが、対象者がいないところに対してはやりようがないんです。

現に今申し上げたように、統計数字でいっても放火ないしは放火の疑いの案件が4万件のうち6,000件を占めるという状況にある中で、空き家の情報は恐らく他部署でお持ちだと思います。それでこういう情報が、私もまだ3年強でこの役割をいただいているんですけども、大変情報共有が難しい組織だということも重々承知しております。しかしながら最終的には人命、類焼にかかわることですので、そういった面でおひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃん、それで空き家・空き店舗、漏電も大きなウエートを占める火災原因だと思います。

そういった面で、集合住宅であれば元栓を切れないんです。ブレーカーまでは電気が来ますので、そういった面の懸念も今後どんどん高まっていったらんじゃないかと思いません。そういう面で、ちょっと今回の議案とは外れるんですが、防ぐ側のテーマだということを考え、解釈させていただいてお聞きしたいと思うんですが、そういう他部署がお持ちの情報、データをこういった方向に活用できる時代にならないのかとお聞きしたいんですが。

○網谷委員長 予防係長。

○春田消防課予防係長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

まずその情報共有という点なんですが、こちらのほうに火災予防週間等を利用して、高齢者宅、こちらのほうに実際に調査とか、そういったものは向かっております。それでその辺も含めて、情報は提供を受けているという現状があります。それで実際に空き家に関しては情報共有はしていない状況でございます。

それで空き店舗におきましては、ここは例えば雑居ビルでのテナントが撤退されて、そこに空きが出たという場合においても、その所有者にあってはその空きがあっても、その建物自体が何かしら利用しているというか、そういった場合であればそちらのほうも管理しなければならないとなっております。それで必要な自動火災報知設備、そういったものは設備・維持しなければならないと法令でもありますので、そちらのところは実際に設備のほうの点検等を受けていただいているとなっております。

もしそちらを全く使わないというのであれば、もう完全に閉鎖ということで対応していただくという、その旨の説明はそちらの所有者等に行って承知していただいているというように、実際に予防業務的には行っております。

以上でございます。

○網谷委員長 末広委員。

○末広委員 情報の共有が前向きに進んでいるというお話を伺いまして、少し安心しました。ありがとうございました。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしということです。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決します。

続きまして、議案第25号、大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

教育長。

○大石教育長 補足説明は特にありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○網谷委員長 それでは委員の皆さん、質疑がございましたらよろしく申し上げます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。



これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**網谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号、消費税及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の御説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○**吉岡総務部長** おはようございます。この件に関しまして、追加の資料を配付させていただいております。使用料の改定前、改定後の比較資料をお配りしておりますので、議論の参考にしていただければと思います。

それから上下水道の料金につきましては、上下水道局のほうから補足の説明がございしますので、よろしくをお願いいたします。

○**網谷委員長** 業務課長。

○**北林上下水道局業務課長** それでは上下水道局が用意いたしましたA3縦長の資料でございますが、こちらのほうで説明させていただきます。

1番上から水道料金、次にメーター使用料、その次に加入金、それからその下に工業用水道料金、さらにその下に下水道使用料並びに漁業集落排水処理施設使用料、最後に農業集落排水処理施設使用料を記載しております。

それで上から2段目の表をごらんいただきたいと思います。消費税率の改正による請求額（メーター使用料及び下水道使用料を含む）1期分、2カ月使用分、単位円でございまず。

これは一例として、家事用で2カ月35立米を使用したケースでの比較でございます。20立米までが基本料金で、15立米が超過料金の対象となります。

一番右端の請求額の欄をごらんいただきたいと思います。旧、現行料金ではトータル8,128円の請求額がこのたびの消費税率2%引き上げにより8,280円となり、差し引き1期分、2カ月分ですが、これで152円のアップ。年間に換算しますと6期分で912円のアップとなります。

ちなみに基本水量内20立米までのケースですと、1期分で57円のアップ、年間6期分では342円のアップになります。

なお、阿多田地区における漁業集落排水処理施設使用料は下水道使用料と同額の設定でございますので、ただいまの説明と同額になります。

次にメーター使用料並びに加入金につきましては、それぞれ表に示したとおりとなります。差額の欄がそれぞれのアップ額です。

続きまして、工業用水道料金ですが、資料の中ほどに記載しております大竹市工業用水道とありますのは、旧第1期工業用水道事業のことで、1立米当たりの基本料金は0.27円

のアップになります。このため日量1,000立米の契約事業者では1日当たり270円、年間365日では9万8,550円のアップとなります。

次に第2期工業用水道事業では1立米当たりの基本料金は0.90円アップになります。このため日量1,000立米の契約事業者では1日当たり900円、年間365日では32万8,500円のアップとなります。

最後に農業集落排水処理施設使用料ですが、資料の一番下の表をごらんください。農業集落排水事業の料金設定は、基本使用料、これは1世帯当たりの料金と人員割使用料によるもので、今回の消費税率2%引き上げにより基本料金は月額15円アップ、人数割料金は世帯員1人につき月額18円アップとなります。このため1人世帯のケースでは月に33円アップ、1年間では396円のアップになります。一番下の表はモデルケースとして3人世帯の場合(2カ月使用分)を提示しております。

一番右端の請求額の欄をごらんください。旧現行料金では7,402円の請求額は、消費税率2%引き上げにより7,540円となり、1期分2カ月で138円のアップ、年間6期分では828円のアップとなります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○網谷委員長 どうもありがとうございました。

引き続き、補足説明はよろしいですか。

それでは委員の皆さん、質疑よろしくお願ひします。

山崎委員。

○山崎委員 消費税及び地方消費税の改定により8%が10%になるということでありまして。今年度は10月1日からということで、約半年ということになります。

それで大変丁寧な資料を出していただきましてありがとうございます。非常に、個別に見ますとわかりやすくて感心したわけですが、それで全体として、一般会計歳入として全体としてどれぐらいになる、大竹市がこの消費税率の引き上げ部分について、総額で幾ら、公営企業会計を足したものと出せば幾らぐらいになるかということをお伺いしたいのと、2点目に家計支出、水道料金、下水道使用料、メーター等の使用についてお伺いしました。標準家庭で幾らぐらいになるのかということが出ておればお伺いしたいのでありますが、こうして見て、先ほど説明いただいた部分でどこをつかんだらいいのかというのが私はわかりませんので、できましたら標準家庭で、一般家庭はどれぐらいアップになるのかということをお伺いいたします。

3点目に消費税率を引き上げることで、地方消費税交付金が1.7%から2.2%に上がるんじゃないかと思うんですが、この上がることによって大竹市の歳入はどれぐらいふえるのかということの3点についてお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

○網谷委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 初めに消費税額、今度は平成31年度中のアップということでございますが、上水道のほうは265万円、工業用水道事業のほうは389万円、下水道事業のほうは296万円の増。それで一応3事業会計の計ということで950万円。さらに農集、漁集のほうで農業集落が3万円、漁業集落が2万円、2つの特別会計で5万円のアップを上下水

道局のほうとしては見込んでおります。

それから、あと一般家庭への影響額なんですけど、なかなか上下水道局のほうは料金のほうをメーターのほうで請求いたしますので、標準家庭でどのくらいかと申されましても、なかなかその数値を出すのは難しいところがございますが、大体2カ月の使用水量を考えてみますと、20立米までの世帯が大体33.6%、それから21から40立米までの軒数が全体の35%ということで、ゼロから40立米までの使用実態というのが全体の約70%を占めておるということでございます。

それで先ほど資料に基づいて説明いたしました、これは使用水量35立米ということなんですございますが、全体の70%をゼロから40立米の実績で占めているということをお察いたしましたのでございます。ということで、先ほども申しましたとおり、1期分で152円、これは水道料金、それからメーター使用料、下水道使用料を含めた額でございますが、35立米、口径13ミリの場合ですが、1期分で152円のアップで、平成31年度は4カ月に相当しますので304円、これを12カ月に換算すると912円のアップということになるかと思っております。

以上でございます。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 一般会計のほうは今回条例が改正されているもので確認いたしました。物がよっては占用料なんかがあるんですけど、ほとんどが年間契約であり、影響が出ないというものも、あんまり影響が出ない、一月未満のものにしかかかりませんので、ほぼ影響が出ないというものもあります。

それでそういったところもちょっと考慮いたしまして、はっきりとはいえないんですけど、おおむね30万円から50万円程度ではないかと考えております。先ほどの企業会計と特別会計を言われたものが955万円ぐらいになっておりましたので、トータルで1,000万円ぐらいの額であろうと考えております。

あと一般会計のほうの一般家庭における影響というのは、使用料等ですので、ほぼ影響はないと考えております。

以上です。

○網谷委員長 財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 地方消費税交付金についてですが、委員言われますように税率が上がることによってふえるという方向になるかと思っております。ただ、消費税率が5%から8%に上がったときもそうなんですけど、8%から10%になった2%部分全額が地方交付税の基準財政収入額に算入されるということになります。ですのでふえた分、その分、普通交付税が減額という形になりますので、一般財源の総額ということになると影響が出ないと考えております。

以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

今お話を伺って、そう言われれば前回のときに何かややこしい表があつて、こういうふ

うに総務省のほうから提示せよと言われたんだというような話も伺ったようなのを今思い出しました。

それにしても地方交付税に算入ということで、あんまり影響がないということなのですが、私どもが思っていたことよりは、やっぱり実態は違うんだという気がします。

それで一番の問題というのは、今回のこうした地方自治体への影響というのは、水道料金や上下水道料金、年間について見ると、家庭からすればかなりの金額になるかと思うのですが、全体としてはあんまり一般消費者には関係が薄いという気がするんですが、一方で一般家庭の消費生活については大変な影響があるんだろうと思います。

それで今回の消費税率の引き上げについては、非常に複数税率とかポイント還元とか、非常に複雑な組み合わせで、なかなか理解しにくいという状況であります。それでこれが最終的にどういうふうになるのか、私どもは今の時点では、やれコンビニで買ったら10%をキャッシュレスにしたら2%のポイント還元になるだとか、あるいは牛や豚は10%だけど、食用の肉にしたら8%だというような新聞報道もありますが、されとて一般消費者が牛や豚を1頭丸ごと買うようなこともないわけですが、逆に言うと新聞家庭配達は8%だけど、コンビニで買ったら10%とか。非常に複雑な導入になるようであります。また大手企業、一昨日の新聞じゃったですか、500億円以上はキャッシュレスの還元をどうとかするとかいうような報道もありました。そういった意味で非常に複雑な導入になるんだろうと思うんです。

それで消費者の側からいうと、買い物をしてもレジと店員さん任せと。税金が何ぼ、消費税が何ぼ要ったやら、何ぼやらわからんと。計算のしようがないというような状況になって、かえって税金というのは負担させられるだけで、税の公平な負担についての理解がしにくいんじゃないかという気がするわけです。

そういった意味で、これからこの消費税について、どう市民の皆さんに理解してもらえるのかということが、私は行政には大変大きな責任があるような気がするんです。それでこういったこと、この複雑なことをどう説明していくかということについて、どう現時点で考えられてらっしゃるのか。あるいは政府任せ、マスコミ任せということになるのかどうなのか。それじゃあちょっと大変、税に対する理解を得る側としては難しいような気がするんです。そういったときに、どう市民に訴えていく、どう知らせていくという部分について、どういう現時点でお考えがあるのか、ちょっと伺わせてください。

○網谷委員長 委員の皆さんも執行部の皆さんもですが、大変短く簡潔にといたら難しいかもわかりませんが、なるべく努力していただきますように、よろしく簡潔にわかりやすく説明していただければと思います。執行部の皆さんも、よろしく御協力をお願いいたします。

どうぞ。総務部長。

○吉岡総務部長 具体的に消費税率の中身について、大竹市のほうから個別に説明するというのは、ちょっとなかなか難しいものがあるかと思います。

お問い合わせがあれば税務署等にお問い合わせしながらお答えするということはできるかと思いますが、そういう形での周知といいますか、お問い合わせに対するお答えとい

うことになろうかと思えます。

以上でございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 結局私が心配しておるのは、市民の皆さんから言われれば、この複数税率の導入で結局理解されないまま消費税は払わされるということが、結局税に対する不信感を生むようなことになってはまずいというのを感じるわけです。消費者の側からいったら、レジは間違いない、店員さんは間違いないという、その性善説にのっとなって、消費税は払っていくということになると、私は非常にまずい状況になるのではないかとこのことを心配するわけです。

それでこの辺については、そうはいつでも導入する国との関係で、また国がしっかり説明していかないとということでもあるんですが、一方その徴収をするのは大竹市でありますから、大竹市としてもやっぱり市民がしっかり理解を得た上での執行ということが、私は大切なんだろうと思うわけです。

そういったことについて、今後は大変大きな課題があるような、この消費税の導入については思いますので、引き続きしっかりと御検討いただきながら、十分な理解を得るような形でこの対応をお願いしておきますので、以上で終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 もろもろの説明をいただきまして、大体わかりました。

それでこの条例を改正することによって歳入部分がこれだけふえるということは理解したんですが、私はあんまりそういうところに行かないからよくわからないんですが、例えばいろんな教育施設とか、いろんな施設の中に料金表とかいう看板等があるかと思うんですが、そういうものの、例えばあれは印刷物です、パンフレット等。そういうものも金額があるのかなのか、私はよくわからないんですが、あるとしたらそれもやり直さなきゃいけないのではないかと思ってるんですが、それがことしの予算書に入ってるかどうか、ちょっと見てないからよくわからないんですが、そういうもろもろの経費、これはどうされるのか。実際、料金表が書いたような看板があったような気もするんですが、施設によったら、パンフレット等も。そういうものはいつごろからどうされるのか。

それでこれはあくまでも、マスコミとかそういう報道によってしか情報が得られませんが、どうも安倍総理は統一地方選挙の後ぐらいに決められるんじゃないかという話もありますし、まだ消費税がひょっとしたら100%上げるということじゃないんじゃないかというような報道もいろいろ見ます。それでこれが延期になったときに、どういう問題点が出るのか出ないのかということです。

それとこれはちょっと先ほどの山崎委員さんとダブるんですけど、市役所のほうは今こういうことで条例改正なんですけど、私はあんまり買い物に行きませんが、先ほど山崎委員のほうから言われましたように、非常に税率が難しい、わかりにくいです。それでそれがカードとかポイントによったら何ポイントもらえるとか、そういうものとか、それから逆にそういう機器を入れなきゃいけない、あるいはカードを所持しなきゃいけないとい

うような、こういう状況とか問い合わせとか、現状は商店街とかでどういう動きがあるのかわからないのか、そういう研修会とか勉強会、それは今国会の予算の審議中、きょうから参議院ですか、やっていますけど、それが決まってから動き始めるのかその辺も含めて、当然問い合わせの電話等もこちらに入ってくるでしょうし、当然商工会議所等にも入ってくるかわかりませんが、その辺のお答えを全て税務署のほうにしてください、私はわかりませんというわけにもいかないでしょうから、その辺の対応策としてどういうことを考えておられるのか、現状も含めてお答えいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 社会教育施設等、たくさんの施設がございまして、パンフレット等をつくっているところもあろうかと思ひます。

当面はそこそこの施設を持っているところの対応ということになりますが、その時期が来るまでには訂正せざるを得ないですからしていきますが、それまでは紙でお知らせするとか言葉で張り紙をするとか、そういった対応になるんじゃないかと思ひております。

税率が上がらなかった場合はどうしますかということなんですが、消費税率変更に伴う今回の条例提案でございまして、国のほうでまたそういう改正がありましたら、それに対応してこちらで条例の改正をまたさせていただきます。

以上です。

○網谷委員長 カードとかポイントの処理機材ですか、その対応ということで、大井委員、あれでよろしいんですか。

わかる範囲で結構なんですが。

総務部長。

○吉岡総務部長 消費税率そのものというか、消費税率引き上げに伴っていろんな対応が出てくる部分のことだと思ひます。

10月から消費税率が上がるということは、法律上これは決まっていますのでそれはわかるんですけども、それに伴って国がどういう対策をするかという部分の詳細については、まだこちらのほうで把握できておりません。把握できましたらそれなりの対応ということにはしていくことになろうかと思ひます。

どういったことをやるかというのは、確かに新聞報道等でさきに出ておりますけれども、じゃあそれに対して市町村はどうするんだというようなところは、まだ細かいところはわかっておりませんので、今の時点でお答えするものはございません。

以上でございます。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。

これも報道ですけど、国はいろんな法律を決めるところです、国会で政府提案から。そうしたら困るのは結局地方自治体のほうが、てんやわんやで大変なんだという報道も結構見受けられます。本当に困るんだろうと思ひますし、地方自治体だけじゃなしに今度は、先ほどちょっと言ひましたけど物販関係です。要するに商業関係、サービス業関係を含めて、そういうところがそういう機器の導入をするのか。しようとか、どうすまいとか、

個人がカードを持ってなかったら、ポイントカードがないからカードをどうしようとか。そういう御相談が、これは消費生活センターのほうにも入るのか入らないのか。

それで10月ですから、もうぼちぼちそういうものを研究したり勉強したりしておかないと、先ほど山崎議員が一部例に出しておられましたけど、新聞1つ買うのにもコンビニで買えば10%だけど、定期購読なら8%とか、非常にわかりにくい税率になっております。今のポイントも9カ月ですか、10カ月ですか。非常に短いから消費者のほうも迷われるのかと思ってるんですが、これは今、国のほうから、いつごろまでに自治体で対応してくださいとかいうような通達、そういうものが来てないんですか。

だから今から個人個人がこの法案が通ったと同時に対応するんですか。あるいは商店街、商店、それから個人消費者、その辺は。我々も聞かれてどなたに対応、税務署に電話するのが一番いいのかもわかりませんが、大竹市役所がありますので、市役所の中でどの部署がどういう対応してもらえるのか、その辺を税務課のほうなのか、それとも産業振興課のほうなのか、わかりませんが、いつごろからどういう対応をしていこうとするのか、いつごろわかるのかも、わかれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 委員のほうからお話のありました、カードのポイントの関係なんですが、まだ市のほうには照会というか書類のほうはまだ届いておりません。ですから、スケジュール感につきましても、まだ今のところは私どものほうも新聞とかあるいはマスコミ等で情報を入手する、そういう状況でございます。それでまた今後、これは今お話がありましたように、近づいてきますと例えば消費税の関係とかで消費生活センターのほうに御相談というのがまた考えられようかと思えます。

またそういうケースがございましたら、生活センターのほうで話ができる状況、わかる状況をお話しする。ただ詳細につきましては、やはり税金のことになりますので、最終的には税務署のほうで確認をお願いしたいという御解答をさせていただく形になろうかと思えます。現在では書類がまだ届いておりません。

以上でございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 今、提案されておるのは法律か何を根拠に提案されたんですか。今はあれでしょう、安倍総理が国会で説明されるのは、日本の働く人の賃金が上昇して家計が楽になり国民の所得がふえて、消費税率を上げたところで大した影響もないし、日本経済への影響もない。こういう説明をずっと国会でされてきとるんですが、それとあわせて片方では、その賃金の上昇とか国民の所得とかふえたとかいう統計が大きな問題になって、いまだに国会ではそのことの議論がなされておると。それでこの間の公聴会ですか、3人の方が国会で述べられた中にも、土台、統計がうそなのに、現在の景気動向なり国民の所得実態がどうだというようなことを信用できんじゃないかと。こういうことを述べた公述人もおられるし、ほとんどの方が消費税10%は国民にさらなる負担をかぶせるし、国の経済動向も消費税率を引き上げることによってむしろ経済は落ち込むという指摘をされて心配もされ

ておる。

こういう状況で何でその自治体段階で、既に消費税10%がこのきっかけになるという確定的なことを前提に、この時期にこういう提案をされるのか、私はその理解に苦しむのです。

だから法律がこうなったんだという以外のことで、根拠があるのなら、その根拠をまず聞かせてもらいたい。

○網谷委員長 これは完全なる国からのお達しというんですか、そういう大変大きな問題でございます。地方の自治体が、大変難しい答弁になろうかと思いますが、簡潔に説明していただければと思います。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 根拠は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によるものであります。

この時期になぜするのかということにつきましては、周知の時間が必要ということで、半年をとりたいと思ひまして、提案させていただいております。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 大竹市はあれですか、市長の判断や総務課の担当者の判断で、国会の決まりを超えてこういう仕事をしてるのか。今のような答弁じゃあ、そういうように聞こえるんじやがね。だから根拠は何ね。消費税を10%に上げることが国会論議についてまだ結果も出ておらん。10月をめどに10%に上げたいということは再三、安倍さんも言ってこられたから、政府の側の考えなり方向はそうでしょうが、それを国民全体に義務として実行させるかどうかということは、今の論議の過程でしょうが。

だからその10%を10月1日からやるんだという、法律で決まったのなら、だからこういう準備をしなければ、いろんな文書の書きかえもあろうし、大竹市としてするんだと。まだそこまでは決まっとらんでしょう。議論の過程ではないかと思うんじやがね。それを何で大竹市が早々とそういうことをおやりになるのかということ聞きよるんだ。

質問回数は限られてるから、ちょっと私の言い方が悪いのかどうか、答弁されるほうはあるかもわからんが、その辺が。率直に言ってください。

○網谷委員長 山本委員、先ほど企画財政課長が申された答弁としては私はいいとして、その辺はおかしいとは思いません。

○山本委員 あんたらはそうだろうが、質問者側として聞きよるんで。

○網谷委員長 ですからね。

○山本委員 委員長がそういう介入したらいけないのよ、発言に対して。

○網谷委員長 いや、介入ではないんです。同じ答弁を。

○山本委員 介入じゃないですか。私はこうじゃとって、あなたが言うことはないでしょう。

○網谷委員長 いや、同じ答弁を求めてもしようがないので。

○山本委員 いやいや、あなたは答弁を求めりゃええんよ。何を言よんねん。



○網谷委員長 総務部長。

○吉岡総務部長 先ほど企画財政課長が申し上げましたとおりです。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律というものが、平成28年11月28日に公布されております。これは国会のほうで決まったことでもあります。その中で平成31年10月1日から消費税率を上げるということになっております。それに基づいて、このたび提案させていただいております。

以上でございます。

○網谷委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 なぜ大竹市が率先してやるのかという御質問ですが、この3月に上程するに当たりまして、県下、それから近隣のほうがどういう状況なのか調べておりまして、呉市さんのところは12月で既にやっております。

それで大半の自治体のほうは、この3月議会に上程するという情報を得て、上下水道局といたしましても、もうやるとしたら3月か6月しかないわけでございます、10月ですから。それで予算等の編成を考えますと、やはり3月にやるほうが妥当ではないかという判断をいたしまして、この3月定例会に上程させていただいたという経緯がございます。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 消費税の税率を10%にするというのは、昨年12月の国会で決まったという話なんで、それを巡って今国会では議論されている。これを決めたのは与党多数を仕切っただけの話で、国民がそのことについて納得しとるわけでも何でもなし。それでさっき紹介したように、政府が招致した公述人も統計問題を初めとして消費税率を引き上げることが日本経済にとってマイナスにかえってなる。こういう指摘をされとるわけだし、引き続いて国会でも議論がされるでしょう、統計問題を初めとして。とりわけまた7月には参議院の選挙がありますから、こういった政治動向、状況を踏まえて考えれば、私自身も消費税を10%に上げてもらうのは困る。そんなに経済的に楽をしとるわけでもないから。多くの国民がそういう思いだと思ふんです。

それでこの条例そのものは、これは市民の皆さんに直接影響を与える負担になるわいね、2%といえども。特に水道料金関係なんかについては家計に直接響く負担額になるということですから、私は大いに参議院選挙でも頑張って、安倍さんが据え置き、消費税10%引き上げの、その方針を変えてもらうような選挙にしていきたいということも含めて、今回のこの条例については、市民の皆さんにも負担を負わせると、そういう今余裕もない状況ですから、市民の皆さんも。条例そのものについては反対の思いを表明して討論にかえます。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

末広委員。

○末広委員 私の手元に、平成30年12月27日付、「消費税率引き上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）の改正についてという消費者庁の通達があります。今回の議案はあくまでも消費税率の引き上げを云々の議案ではなく、あくまでも公共料金の消費税率の引き上げについての対応についての地方自治体の営みを審議する場でございますので、その意味をもって賛成の答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○網谷委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきまして、本会議場で提案理由の御説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 現在この仮契約が締結してございますけども、株式会社浅沼組広島支店の会社概要などにつきまして、お手元の資料によりまして説明させていただきたいと考えております。

監理課のほうより説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○網谷委員長 監理課長。

○豊原監理課長 平成31年1月28日付で本庁舎耐震改修工事の仮契約を締結いたしました。株式会社浅沼組の会社概要及び工事实績につきまして御説明いたします。

なお、資料の上半分に記載しております会社概要につきましては株式会社浅沼組のホームページから抜粋し、下半分に記載しております工事实績につきましては公共工事等実績検索システムにおいて確認したものでございます。

それではまず会社概要につきまして御説明いたします。

本社所在地は大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号マルイト難波ビル。代表者氏名、浅沼誠。昭和12年6月15日に会社を設立しております。資本金は平成30年3月末時点で96億1,476万1,866円でございます。

続きまして、工事实績について御説明いたします。

資料の下半分に株式会社浅沼組が直近5年間に施工しました、本工事と同種同規模の工事の実績を記載しておりますので御参照ください。このほかにも、公共施設だけでも多くの建築工事を施工しております。

また実績の項番4番目、下から2番目ですけれども、4番目に記載しております奈良県

生駒市発注の庁舎耐震改修等工事は、本工事と同じく居ながら工事での施工でございますので、十分な工事实績があると考えております。以上、簡単ではございますが、株式会社浅沼組についての説明を終わります。

以上でございます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、質疑ございましたらお願いします。

大井委員。

○大井委員 済みません、二、三お聞きします。入札条件ですが、これは市内の企業、建設会社でできるかできないかという問題があるかと思うんですが、これはランクづけになつたと思うんですが、この金額では市内の業者でできないんですよね、あれは。ということをまず1点お聞きしたいということと、それからこれは今回予定価格公示をされたような気がするんです。それでこれは予定価格を公表する場合としない場合、これはどういう判断で予定価格の公表を事前にするのかしないのかという判断です。これを教えていただきたいということ、最後になりますけど、先ほどいろいろ審議しました消費税の関係です。この契約金額から10月以降に例えば増額になるとかどうとかいう場合に、その消費税はどうなるのかです。10月1日以降に例えば増額になるとか、あるいは減額になるとかいった場合は、もうこの議会で契約成立すれば、もうその金額が仮に、極端に言えば1億かかろうか2億かかろうか、現行どおりの消費税でいいのか。それともこれは2年ぐらいだったですね、工事期間は。その辺の増減した場合の消費税率、この3点をお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○網谷委員長 監理課長。

○豊原監理課長 それでは3点ございました、まず1点目の市内業者が受注できないのではないかということですが、今回の工事につきましては条件つき一般競争入札ということで、公告に出しております。その公告の中で平成29、30年度の競争入札参加資格、建築一式工事の評定値というのがあるんですけども、これが900点以上である者ということで、市内業者が全く参加できないという額ではございません。ただ問題は、900点以上あっても実際のこの何億、10億近い工事ですから、この工事实績がないといけないということで、あわせて工事实績につきましても平成20年以降に工事が完了した建築一式工事につきましては、同種同規模のものがどうしても求められる。特に今回の居ながら工事で、特別な工事でございますので、そういった実績が求められるということで、実際には市内業者がその評点900点以上という評点では参加可能性があるけれども、実績の面では参加できなかったということじゃないかと考えております。それが1点目です。

それから予定価格公表の判断でございますけれども、大竹市の契約規則におきまして、一般競争入札に付するときには、その予定価格を記載した書面を封書にして開札の場所に備えなければならないという規定がございますが、ただしあらかじめ予定価格を公表して入札に付するとき等につきましては、書面を封書しないものとするという規定がございますので、今回、通常工事の場合、今、予定価格公表という形で、工事に関しては全て予定額を公表して入札に付しておりますので、今回もその契約規則等に基づきまして、公表し

ておるといふことでございます。

それから3点目の消費税の関係でございますけれども、この平成31年3月31日までに契約して、それからしたものにつきまして10月1日以降納品になるものにつきましては、消費税は原則8%ということでございます。

それで10月1日以降に、例えばことし4月1日以降に工事入札契約して、9月30日までに納品になるものにつきましては8%になるんですけれども、4月1日以降に入札したものについて、10月1日以降に工事が終わるもの、あるいは納品するものについては10%になるということになっておりますので、この特定日である4月1日より前に契約して、納品がことし10月1日以降ということであれば、消費税は8%ということになるかと思っております。これが運用の特例という形で決められておるといふように思います。

以上でございます。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。

1点目のランクづけです。評点とそれから実績と2点あるということを知ったんですが、とりあえず今この工事、この規模の工事ができるというのは経験、実績ですか。それがなかったら、これになるかわかりませんが、例えば5億なら5億以上とかいう大規模工事、これは今市内に何社あるんですか、できる。もしそこがわかれば数だけでいいですから教えてください。

それから予定価格の公表について、これはどちらでもいいんだと思うんですが、この判断基準は今後も工事関係は全て公表されるという考え方に今とれたんですが、そういう考え方でよろしいんですか。今からの公共事業については全て予定価格を公表するという形でいいのかどうかということと、それから消費税率は特例があつて、この3月末までに契約、4月末までですか、すればいいということなんですけど、私がいうのは追加です。例えば来年とか、1億とか5,000万とかちょっと追加が出た、これはどういう対応になるのか。ことしじゃないです、来年になって、あるいはことし年末の12月ごろになって、ここがこういうふうにと、どちらが願うのかかわかりませんが、そうなった場合、その消費税率というのはどうなるのか。それをもう一回、済みませんが教えていただけませんか。

○網谷委員長 監理課長。

○豊原監理課長 現在本市で登録されている建築一式工事に関してなんですけれども、総合数値が900点以上であるのは、実際に1社でございます。それからこの業者がもし同種同規模の実績があれば入札に参加できるということになるかと思っております。

それから予定価格の公表ということですが、工事に関しては今後も、今のところは公表を継続するというこの予定はございません。

それから3点目の今後変更があつた場合ということはおっしゃるとおりです。4月1日を回りますと、3月31日までの契約ではございませんので、その後の変更契約分については10%がかかるという認識をしております。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 今、参加されたのは1社で、競争性のことがということがいわれるんですが、  
どういふふうな業会に対する案内をされたんでしょう。

○網谷委員長 監理課長。

○豊原監理課長 先ほど申し上げましたように、本工事につきましては入札の公告をして  
おります。公告につきましては市のホームページに当然掲載しております。それといわゆる  
建設業界の業界新聞でございますけれども、中国地区版の中建日報という新聞に、12月に  
掲載されました。それから全国版の建設通信新聞にでも、同じく12月に入札の情報につ  
いては掲載されてます。加えて中国新聞におきましても、昨年12月にも本工事の内容につ  
きまして掲載いただいているところです。

また公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で、工事の発注についてい  
わゆる大規模な主な工事につきましては、発注予定を公表するように定められておりまし  
て、第3・四半期発注予定の工事では本工事につきまして掲載したところでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 これは今回契約を結ぶ、この企業の傘下といいますか系列といいますか、市内  
にあるんですか。

○網谷委員長 監理課長。

○豊原監理課長 市内にその傘下の企業があるというのは、済みません、資本関係はまだ全  
部把握しているわけではございませんので、あるかどうかというのはちょっと申しわけあ  
りませんけれども、不確かな情報で申しわけないんですが、はっきりとわかりません。た  
だ、工事に関しては入札公告の中で、工事の施工に際しましてはやむを得ず、例えば第三  
者に請け負わせようとするときには、可能な限り市内業者を利用するものとするというこ  
とで公告文に掲載しておりまして、市内業者を使ってくださいということのお願いはして  
おります。

以上でございます。

○網谷委員長 よろしいですか。

○山本委員 はい、終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 昨年9月議会で、本庁舎耐震改修事業の継続費の補正ということで、平成31年  
度分3億9,000万、継続費が組まれました。それで新年度予算で4億になつてくるんですが、  
この新年度予算のことをいうわけじゃないんですが、これは新しい事業費との、この継続  
費との関係はどのようになるのでしょうか。例えば継続費が3億9,000万なんだけれども、  
予算が4,000万になる、あるいは5億になるというような場合に、どう考えたらいいのか  
ということをちょっと教えてください。といいますのが、以前継続費というのは簡単には  
一旦組んだら動かせないというようなことをちょっと私、何かで聞いたような気がするも  
のですから、ちょっとそのことについて兼ね合いを教えてください。

それから繰越明許費というのが当時16億2,448万円の本庁舎耐震改修事業債を組まれて、平成30年度分を15億8,000万ばかり支出されて、残りの434万8,000円を繰越明許費として計上されたわけです。その繰越明許費との関係。この3つの関係についてお伺いしたいんですが、私の話は理解していただけますか。私があんまりよくわからんなりに聞きよるもんで、かえってチャランポランな質問をしよるんだっらいけんで、そういう指摘をしてください。よろしくをお願いします。

○網谷委員長 どうぞ。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 総務係長の杉山でございます。

9月に予算のほうで計上させていただきまして、継続費という形で3カ年分、予算のほうを認めていただきました。それでその3カ年分を9月に平成30年度分として計上しました。それで今回、当初予算のほうで上げさせていただいてますのは、9月に継続費を組ませていただきました平成31年度分を組ませていただいています。トータルで予算を組ませていただいていますので、今年度執行できない部分については繰り越しという形になるかと思えます。

それで繰越明許費のほうなんですけれども、こちらは事務費を計上させていただいておりました。繰越明許費の事務費につきましては、例えば工事に際しましていろんな消耗品とか、そういったものが必要になってくるんですが、年度をまたぐ事業でしたので、どの時期で入札して、それから納品するかというのが大変不明瞭でございましたので、あらかじめ繰越明許費を設定させていただきまして、今年度執行する分については今年度分で執行しまして、翌年度に執行する分につきましては繰り越しさせていただきまして執行する予定でございます。

以上でございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。済みません、それで説明があったかと思うんですが、居ながら工事ということで、工事は大変に制約を受けた中で行われるんだと思うんですが、夜間工事があるのかどうかということ聞き漏らしたかどうかわかりませんが1点。それから長期にわたる工事ということで、むしろ心配なのは平成32年度であります。この平成32年度からは市立保育所の移転事業が始まると思うんです。そうしたときに仮設事務所等の兼ね合いでどうなるのだろうか。仮設事務所は恐らく組まれるとすれば、大変限られた場所の中で組まれるのだろうかと思うんですが、その辺での新しい保育施設の工事と、仮設事務所との関係はどう検討されておるのかというところをちょっと伺わせてください。

○網谷委員長 総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 まず仮設事務所の件なんですけれども、今ちょっと仮契約の段階ですが、業者さんのほうと話をさせていただいてます。

保育施設の関係もございまして、その始まる時期には仮設事務所をもしかしたら移動していただく予定になるかもしれないということをお話しさせていただいてます。その場合は庁舎内に部屋がありますので、そちらのほうをまた現場事務所として使っていただくということも可能かという話もさせていただいております。

最初の1点目の夜間工事につきましては、今の作業時間は日中と考えておりますけれども、どうしても日中、恒常的に業務しなければいけないところについては土日もあり得ると思いますし、工程の中でおくれてくるということも想像できるということもありますので、その場合はどうしても夜間ということもあり得るということも今のところは考えておりますが、できるだけ日中の方にやりたいと思っております。

以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

特に夜間工事については広島側には民家がありますし、国道側にも民家があります。あんまり大がかりな工事じゃないかもわかりませんが、近隣住民の皆さんの苦情が起らないように、ひとつ配慮をお願いいたします。

それから市立保育施設との工事の関係はわかりました。ぜひよろしくをお願いいたします。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに質疑なしと認めます。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第14号、大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきまして、本会議場で提案理由の説明はございましたが、執行部において補足説明があればお願いします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明は特にございませんので、よろしくをお願いいたします。

○網谷委員長 委員の皆さん、質疑よろしくをお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で、討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**網谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第28号、平成30年度大竹市一般会計補正予算第4号を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○**吉岡総務部長** 補足説明は特にございませんが、資料といたしまして、駐留軍等再編交付金充当予定事業という資料をお配りさせていただいております。

こちらは今回の補正予算から見まして再編交付金の内定通知等で、全体の金額が膨らんでおります。そちらについて充当予定と示したものでございます。

予算費目上、多岐にわたっておりますので、こちらで整理しておりますので参考にしていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○**網谷委員長** ありがとうございます。

それでは委員の皆さん、質疑よろしく申し上げます。

寺岡委員。

○**寺岡委員** 3点ほどあります。歳入の部分から。今も資料のほう、お配りいただいたものを示していただいたんですけど、減額補正がどうしてもこの時期、ふえるものも含めて補正があつていろいろ整理されるのは理解しています。それで今回は減額がすごく目立つ。それはこれまでの説明では、基金のほうの積み立てに回していただいて別途うまいこと運用していくというところは理解しているんですが、実際のところこれまでの組まれていた予算で、しっかり上がっている各事業、これのお仕事は全うできているのかというところをまず確認したいと思います。

減額補正が入札残、あとは事業の執行残、全く逆に努力のたまものであったのか、そのあたりをまとめとしてどう捉えておられるのか。個別にというわけではありません、全体的に御説明いただけたらと思います。決してやってないというわけではないと、そういう説明が聞きたいのでお願いいたします。

2つ目が備品購入で字面が多いのがやっぱり自動体外式除細動器、AEDです。それで本市についてAEDは年々準備いただいて、市が管理するものが随分ふえてきていると思います。大変ありがたいことです。

それでこのたびもこのAEDについていろいろ補正が組まれているんですが、台数がふえてきて、その各機器、それからパッドやバッテリーなどの附属品、これらの互換性というものを考えていただきながら準備していただけているのかという確認をしたいと思います。

特に救急車に配備されているAED、それから医療機関に配備されている電気ショックの機械です。これらとどのようにスムーズに連結していくのか。こういったあたりが患者



さんの命を救う1秒を得る工夫になるかと思っておりますので、メーカーであったり年式であったり、型番であったり、こういったものがしっかり互換性を保っているのかどうか、1回取り外してまたつけかえないといけないのかどうか、その辺を確認させてください。お願いします。

3点目、最後にやはり歳出のほうから大竹会館改修事業、減額が4,400万円であって、繰越明許費のほうに3,500万円の計上がされている。これは年度中にちょっと整理ができなかったのかと理解するんですが、であれば今後どのようなスケジュールで行われるのか。今年度中にできなかった理由というものがあれば御説明いただいております。

3点お願いします。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 歳出で減額が目立つという御指摘がございます。

幾つかの部分は委員が言われたとお入札残、そういったものであろうかと思っておりますが、昨年は大きな災害がございまして、そちらへ緊急の対応をしなければいけなかったということで、土木関係の事業において執行が一部できなかったというものもございまして、それが大きな減額につながっております。

以上です。

○網谷委員長 消防長。

○橋村消防長 AEDのお話なんです、基本的に救急車のAEDと一般のAEDというのは、これは全く構造というか、考え方は一緒ですけども、全く違うものであります。ただ、パット等がもし合えば、合う可能性はありますけれども、基本的に救急車と一般的なAEDは合わないというように思っています。

パットと合えば使えるんですけど、全く使えないかは、ちょっとやってみないとわからない。そこまで一般のAEDと救急車のAEDをつなぎ合わせられるかどうかということで、メーカーを考えて購入していませんので、これについては今合うかどうか、合えば使えるとしかお答えできませんが、どうかよろしくお願いします。

○網谷委員長 生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 それでは私のほうから大竹会館改築時の関係でお答えさせていただきます。

今回の3月補正で設計費、今年度は設計ということでございますけれども、設計費を繰り越しさせていただいております。それに伴いまして歳出の減額をしております。

具体的に申し上げますと、予算額につきましては8,000万円ということでございます。設計の契約額が約2,500万円、それから残額が5,500万円あるところでございますけれども、繰り越しの金額につきましては3,500万円、これは契約金額プラス上よりちょっと余分を見ておりますけれども、それを繰り越す。それで残りの4,400万円を今回減額補正ということでさせていただいております。

実は設計業務につきましては、今基本設計が終了いたしまして実施設計に入っているところでございますが、やはりどうしても大竹会館の関係団体が非常に多くて、調整事項がかなりございました。ということで基本設計にかなり時間を要してしまいましたので、現

在は実施設計に入っておるところでございますが、3月末までの完了が難しいということで繰り越しさせていただいております。

設計業務につきましては、一応積算と発注業務に移れますのが6月末ということで見込んでおります。

その後の予定でございますけれども、設計業務が終わりましたら7月に工事の入札、8月に落札者との仮契約を経て、9月議会に契約議案を提出させていただき予定としております。議会での議決をいただければ本契約後、10月から工事着手、約1年半の工期を経て平成33年3月の工事完了というスケジュールを見込んでおります。

スケジュールにつきましては以上でございます。

○網谷委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 それぞれありがとうございます。

災害対策の優先ということで、市民の皆さんも理解してくださっていると思うんですが、期待のほうもそれぞれお持ちだったと思いますので、そのあたりは後にずれたかもしれませんが、確実にやっていただくようお願いいたします。

それからAEDのほうは、私自身は専門家のほうから救急のものをつなると習っておりますので、確認いただいて、もしそれが本当に可能なものがあるのであれば、そういったものをどちらかといえば、購入する場合とかリースする場合は候補の上位に上げるべきなのではないかと思っておりますので、まず調べるところからやっていただけたらと思います。

最後に大竹会館の件なんですけれども、これについても目に見えて、住民の皆さん方の生活というか文化の部分で影響がありますので、大変注目されているところかと思っております。確実な履行に向けて努力いただきたいと思います。

1つ、昨年夏ぐらいか初夏か詳しく覚えてないんですけど、こういった委員会か協議会で御説明いただいたときに、新しくできる建物の一面に漫画などをそろえたいというお話も担当部署のほうから文言があったと記憶しています。

私自身、その辺は学校が近くて子供たちも立ち寄りやすい開けた施設ということですので、ちょっとこれは期待しているんですけども、その後、その考えについていかがかと思っておりますが、どうでしょうか。

○網谷委員長 どうぞ。

○三井社会教育係長 社会教育係の三井です。よろしく申し上げます。

漫画の設置なんですけど、現計画案としましては、ただ単に漫画だけを設置するというのではなくて、現在、玖波公民館、栄公民館、そして栗谷小学校に巡回図書コーナーというのを設置しております。これと同様に新大竹会館にもこのような巡回図書コーナーを設置して、一般図書プラスアルファで漫画等の設置ができればと検討しております。

以上です。

○網谷委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 これまで各地域のコミュニティサロンなどでは、その1つの施設として努力という工夫が置かれているケースも見受けられます。そこにやっぱり小・中学生が集まって勉強しながら、時々休憩で漫画を手にとってという姿も見られます。

漫画が持つ文化といいますか、まだサブカルチャーの一端かもしれませんが、価値というものはやはり昭和の時代、平成最初とは随分世の中の捉え方も変わってきてますので、ぜひ前向きに検討いただいて、冊数等もそろえていただければと思いますけど、これはもう意見としてつけさせていただきます。よろしくお願いします。終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 私のほうは、今先輩の議員から質疑がございました、例の減額についてお伺いしたいんですが、当初予算で計上されておるのは、そっくりそのまま減額になつとる。要するに事業をやめられたんだらうと、あるいはできなかったんだらうと思うんですが、このことについて今後どうされる予定なのかということを含めて、なぜこういう事態になったのかということと一緒に伺いますので、よろしくお願いいたします。

73ページに農林水産業費の中に漁業用施設改修補助金537万1,000円が減額になっております。それから74ページの道路・橋りょう新設改良費のところの東栄中市線道路側溝改良事業が200万円、木野小方港1号線道路改良事業1,300万円、それから立戸地区浸水対策工事に3,000万円、それからその次のページの河川改良費の中の平原川河川改良工事に1,800万円、その次に浸水対策事業100万円、それからその一番下のページですが、御園第1公園整備事業670万円、それから1ページめくっていただいて76ページの市営住宅管理費の中の御園集会所設計業務委託料1,000万円、これが当初予算からそっくり減額になっておるような気がします。

それで、なぜ執行されなかったのかということと、今後の見通し。この事業についてどうされるのかというのが、執行部としてこういう予算計上されて議会に提案され、議会は審議して決めたわけですから、そのことについての責任は私ども議会にもあると思いますし、執行部にはあると思う。そこについて確認しておきたいのでよろしくお願いいたします。

それからもう一点、駐留軍等再編交付金充当予定事業というのが今資料として配られました。それでここの中に、にこにこども基金事業の補正が3事業のうち2事業あるわけですが、この積立金ですけれども、例えばこども医療費助成として積み立てられたものが、支援保育士配置の予算が足りなくなったから、こちらへ流用するということがあるのか、ないのか。そういうことができるのか、できないのかということを含めて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 最初に阿多田の関係につきまして御説明させていただきます。

当初、阿多田の船揚場及び巻き上げ施設の改修につきましては、土台そのものは港湾施設ということで市が管理するもの。それで巻き上げ施設というものは、こちらのほうは阿多田の漁協の所有ということでありまして、土台部分はいわゆる市のほうが水産庁の補助を活用して行う。また巻き上げ施設につきましては水産振興ということで、当初は市のほ

うから漁協のほうに補助金を交付しまして、これは再編交付金を考えておりました。こちらのほうで事業を行うという予定にしておりました。

こうした中、土木関係、港のほうの船揚場につきましては、水産庁からの補助が満額といますか、当初こちらのほうが予定した金額、こちらが予算措置されませんでした。そういう中で、阿多田の漁協のほうからもいろんな御要望をいただいております。また船揚も傷んでおりますので、民生安定化といます、こちらのほうの補助でできないかということで、防衛のほうと協議してまいりました。

その結果としまして、この事業につきましては、今年度につきましては再編交付金という形は断念しまして、この民生の安定化の別の補助メニュー、こちらのほうを活用しまして、平成31年度当初予算、こちらのほうで当事業を実施していきたいということで、当初予算のほうに計上させていただいております。

時期が多少ずれる形になりますが、時期等につきましては阿多田の漁協さんのほうにも十分協議して理解していただいております。事業は決して断念したということじゃなしに、事業を実施するんですけど、この民生の安定化のほうの補助金、こちらのほうを活用して事業をしていきたいと考えております。平成31年度に実施設計、平成32年度に本工事ということを今予定しております。

以上です。

○網谷委員長 土木課長。

○古賀土木課長 それでは、土木課の所掌しております部分についてお答えさせていただきます。

道路の新設改良、河川の関係、立戸地区の浸水対策工事、平原川の河川改良工事等につきましては、先ほどの大きな説明でもさせていただきましたとおり、昨年7月の災害に伴い県下一般の事業を一旦見直しながら災害のほうを優先していくということで、大竹市におきましても林道・農道・一般道路、河川等の災害がございましたことから、そちらのほうを優先することとしまして、一旦事業のほうを着手せず、平成31年度以降にまた対応させていただくということで考えていったものでございます。

このぎりぎりまで待ったというのは、もし可能なものがあれば、何かしら着手するということも想定してたんですけども、現段階においては災害のほうもなかなか契約等に至れない部分もございまして、このような状態になっているところでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 都市計画課長。

○山本都市計画課長 失礼いたします。市営住宅と公園の関係でございますが、ページでいったら75ページ一番下、御園第1公園整備事業670万円。それと続きまして76ページにございます市営住宅中ほどになりますが、1,000万円の御園集会所設計業務委託料。これについては岩国大竹道路に関係しておりまして、まず御園地区の自治会等を含めた調整と、これに伴いまして公園の移転先の配置であったり、それから御園2号棟、3号棟の跡地の設計、これが連動しております。

それで今年度は十分調整ができなかったということもございまして、これについては

平成31年度に実施というような計画でございます。

以上です。

○網谷委員長 財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 基金によって扱いが変わってくるんですけども、にこにこども基金として、今言われましたように子ども医療費、また支援保育士、それで今回子育て支援関連施設整備というのを追加しようとしております。

それぞれ過去から、この事業をやりますというので再編交付金の交付決定をいただいて、積み立てというのを行っております。そういったものについては、先ほどありましたように子ども医療費が足りなくなったので別のところから回すというのは、困難であると聞いております。

例えばつい最近つくりました、あたたかあたた基金のように一番最初から複数のメニューをもって申請したもの。高齢者へのフェリー代、高校生へのフェリー代とか、そういつて最初から複数の事業をやりますというもので基金をつくったものについては、それぞれ個別に線引きがされていないという形で使用しております。

以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、今の基金、事業でいいますと一般会計から出された基金の積み立てについては自由に使える。今のこの再編交付金の場合は制約があるという解釈でよろしいでしょうか。

それで減額の事業費についてはありがとうございます、よくわかりました。緊急の場合で今回、大きな災害がありましたのでこういう事態になったのかと思いますが、今後とも事業は継続してやっていくということでございますので、ぜひよろしく願いまして、終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに質疑はなしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しましたので、総務文教委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

12時01分 閉会